

「自治基本条例」に係る個別項目の検討

整理番号	項目名
1-1	前文

■項目の趣旨

○自治基本条例は、分権型社会にふさわしい自治の基本理念や市民の権利・責務等、さらには市政運営の基本原則を定めた最高規範と位置付けられる。このような条例制定の理念を強調するとともに、各項目（条文）の解釈の基準となる上越市が目指すべき自治のあり方やめざすべきまちの姿を明らかにするもの。

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）

資料8、資料9参照

○市民会議の思い

資料10、資料11参照

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）

【市議会自治基本問題調査特別委員会との意見交換で提示した案を、第7・8回代表者会の意見を踏まえて一部修正】

上越地域は、日本海の恵み、頸城の山々と大地の水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心と文化をはぐくみながら、それぞれの歴史を刻み、栄えてきました。

しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権の時代の幕開けは、住民に最も身近な行政と住民自治の在り方を今一度考える契機となりました。

私たちは、地方分権時代の幕開けを地域の新たな飛躍への希望と捉えて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。

新しい上越市は、それぞれ歩んできた歴史とはぐくんできた文化、そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまちとして私たちが自らの手でつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切にする心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところから行政運営に参画し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

このような認識を共有し、私たちがまちづくりの主体となって自主自立のまちづくりを進めるための住民自治の最も基本的なルールとしてこの条例を制定します。

■今後の検討課題・論点等

論点1：文章表現として、修正すべき点はないか。

①主語・述語の関係など、文章表現は適切に整理されているか。

例1：（ア）の表現で「頸城の山々と大地」の「水と緑」の主旨が伝わるか。

例2：（ウ）と（カ）は「地方分権時代」に統一してよいか。

例3：主語（ケ）に対応する述語は何か。

例4：述語（セ）に対応する主語は何か。

例5：「地方分権時代の幕開け」（カ）は「新たな飛躍への希望」（キ）の対応は適切か。

②内容の重複がないか。

例1：簡潔な文章とするためにまとめることができないか。…（ク）と（コ）

例2：簡潔な文章とするためにまとめることができないか。…（ウ）と（カ）

例3：簡潔な文章とするためにまとめることができないか。…（サ）と（シ）

③用語の使い方は適切か。

例1：「地方自治の本旨」は、「住民自治」と「団体自治」から成立つものであり、「団体自治」の概念も含めた規定として「自治」とする必要があるのではないか。…（エ）（ス）

例2：『行政』運営」や、『行政』と協働で」の表現は適切か。（サ）

④文章全体のバランスがとれているか。

例1：**起**の部分に盛り込むべき要素が多すぎないか。

現在のたたき台の構成

起：まちの成り立ちや特性、これまでの取組

承：条例制定の背景（取り巻く情勢等）

転：めざすべき自治のあり方（自治の主体の確認、まちづくりの基本理念、市民自治の実現、地域社会の将来展望等）

結：条例制定の宣言、決意

論点2：前文に盛り込むべき内容の不足がないか。

例1：住民自治と団体自治の双方の意識した条例制定の内容をふまえ、「市民主権」や、主権者である市民から信託を受けた「地方政府」（市議会、市長）の関係を明示してはどうか。

例2：市民主権、人権、平和、環境などの普遍的な価値を、上越市のこれまでの取組と照らし合わせ、改めてその意義を確認するとともに、将来に向けた自治の仕組みづくりへの意気込み・意欲を表現していく視点も必要ではないか。

例3：条例制定の目的、最高規範性を簡潔に表す言葉については、「自主自立のまちづくりを進めるための住民自治の最も基本的なルール」とすることでよいか。

たたき台の構成と検討が必要と考えられる箇所

起

上越地域は、日本海の恵み、頸城の山々と大地の水と緑に恵まれた^ア四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心と文化をはぐくみながら、それぞれの歴史を刻み、栄えてきました^イ。

承

しかし、近年の少子高齢化の急速な進展と地方分権の時代の幕開け^ウは、住民に最も身近な行政と住民自治^エの在り方を今一度考える契機となりました。

私たち上越地域の住民^オは、地方分権時代の幕開け^カを地域の新たな飛躍への希望^キと捉えて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」^クという基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。

転

新しい上越市は^ク、それぞれ歩んできた歴史とはぐくんできた文化、そして恵まれた自然を地域資源として大切にしながら、一つのまちとして、ともに支えあって、みんなが安全に安心して快適に暮らせるまち^コとして私たちが自らの手でつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を大切にする心と郷土愛の意識をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、私たちの生活に最も身近なところから行政運営に参画し、行政と協働でまちづくりを進めていくことが必要です^サ。

結

このような認識を共有し、私たちがまちづくりの主体となって自主自立のまちづくりを進める^シための住民自治^スの最も基本的なルールとしてこの条例を制定します^ズ。

※参考

○日本国憲法第92条

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」

・地方自治の本旨（＝「住民自治」＋「団体自治」）

住民自治：地域における統治が、住民の自由な意思と責任に基づいて、行われること

団体自治：国家の内部において、国家とは別の法人格を持つ一定の地域を基礎とする

団体の行為が、みずからの意思と責任に基づいて行われること

○平成18年12月定例会・石平議員の一般質問に対する市長答弁（抜粋）

『私は、「自治」とは、地域において、住民自らが地域運営のルールを定め、その規範力に基づき運営していくことと考えております。その中で、常時住民が直接的に運営に当たっていくことが物理的・技術的に困難であることから、住民自らの意思によって選ぶ代表者で構成される機関に地域の運営を委ねながら、相応しくない事態が生じた場合には、住民自らが是正していくことが、「住民自治」の根底の考え方であると認識しているところであります。』

また、こうした「住民自治」とともに、地域住民の自由な意思と責任に基づき、一定の区域の統治を委ねられた団体の意思が決定され、その意思決定が他からの干渉なしに自主自律的に行われるという「団体自治」が確立することによって、「地方自治」が確立するものと考えております。』